

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和2年12月24日(木) 13:30~13:50
提案概要	・会計年度任用職員における期末手当支給月数引下げについて
労使の別	主張の要旨
市	<p>今回は、千葉県や近隣市の動向を踏まえ、会計年度任用職員における期末手当支給月数の引下げについて協議させていただきたい。</p> <p>また、2月定例会において条例提案を行うためには時間的な制約があることから、書面による早期妥結にご協力いただきたい。</p> <p>1. 期末手当支給月数の引下げについて 会計年度任用職員の期末手当については、千葉県の人事委員会勧告の対象外となっているが、千葉県や近隣市の大部分が引下げを行うことに鑑み、本市においても引下げを行おうとするもの。具体的には、令和2年度において2.6ヶ月となっている期末手当の支給月数を、令和3年度は2.55ヶ月へ0.05ヶ月の引下げを行う。</p> <p>また、引下げ率については、総務省マニュアルにおいて「常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本と考えているが、各団体の実情に応じて適切に判断」と記載されていることから、給料水準や各種手当については、常勤職員に準じる改定とするもの。</p> <p>2. 給与改定の適用日について 令和3年度から適用する。</p> <p>任期を最大1年とする会計年度任用職員の給与については、任用時に勤務条件として明示していることから、会計年度内に減額改定を行うと不意の勤務条件変更となる。このことから、総務省マニュアルの「各団体の実情に応じて適切に判断」を根拠に、会計年度任用職員への給与改定の実施は、翌年度から適用するもの。</p>
組合	会計年度任用職員の期末手当支給月数の引下げに係る影響額はどの程度になる見込みか。
市	試算では316万円程度となる見込みとなっている。
組合	会計年度任用職員の給与改定は、来年度以降も次年度に行うという認識でよろしいか。
市	来年度以降については、千葉県の人事委員会勧告の内容を確認したうえで給与改定の時期を判断していく。
組合	仮に、来年度も今年度と同水準の会計年度任用職員を任用した場合、給与改定の影響を受けるのは何人程度になるのか。
市	影響を受ける人は、550人程度となる。
組合	今回の給与改定を行うことで、会計年度任用職員の退職又は応募人数が減少することにはならないか。

市	多くの近隣市でも同様に引下げの給与改定を行うものを見込まれ、影響はあまりないと考えている。
組合	来年度に任用する会計年度任用職員については、今回の給与改定を踏まえた勤務条件を伝えるという認識でよろしいか。
市	勤務条件は任用前にしっかりと提示する。
組合	会計年度任用職員の方に佐倉市で働く魅力やメリットを発信するとともに研究してもらいたい。
市	単純に給与を増額することは難しいが、働きやすい環境を整えていく。
組合	了解した。 書面による早期妥結できるよう努める。